予算特別委員会・総括質疑議事録〔2018年3月20日〕

※これは日本共産党埼玉県議団で作成した議事要旨です

【秋山県議】

今回、ブラック企業の問題を取り挙げます。歳出予算の事業概要総務１２ページ「県庁舎等管理運営事業費」同じく病院局２ページ病院事業費用の内、業務委託に関する問題をとりあげます。

いわゆるブラック企業が横行し、社会的批判が広がっています。ところが、県の関連業務を受託している事業者の中に、ブラック企業が紛れ込んでいるのです。

旧県立小児医療センターの建物管理業務の内、警備・電話交換業務を受託していた企業、仮にＡと呼びますが、Ａという株式会社が担当しておりました。このＡ社の給与明細を入手していますが、賃金は時給にして８７１円、最賃以下、しかも警備員の設計労務単価を大幅に下回っています。そのほか給与明細からは、社会保険にも未加入、雇用保険も未加入であることがわかります。

それだけではありません、証言では、労災も未加入、健康診断も未実施。有給休暇はない、賃金未払で労働基準監督署から指導を受ける状態です。Ａは、もう県立小児業務は、契約が終了していますが、名前を変えて、現在も県有庁舎の管理業務を受託しております。

まず、最低賃金や設計労務単価を守らない問題についてお聞きします。

病院事業管理者に伺います。このＡ社の実態を把握していたのか、していないとしたら、今後このような事業者を排除するために、どのような対策を講じるのでしょうか。

【病院事業管理者】

お尋ねの旧小児医療センターの建物管理業務委託において、今、お話されました実態については把握しておりませんでした。

どのような対策を講じるかというご質問ですが、病院局の発注する建物管理等の業務委託におきましては、入札参加条件として埼玉県の競争入札参加資格名簿等に登録されており且つ、入札参加停止の措置を受けてない者としております。

また、委託契約書の中で労働関係法令を遵守することや遵守しない場合には契約を解除できることも明記しております。委託契約内にそのような情報があった場合には速やかに事実関係を把握し、適切に対応する所存です。さらなる対策に関しましては関係部局と引き続き相談をしてまいります。

【秋山県議】

知事に伺います。このような企業が、現在も県の施設を受託しているのですが、最賃はいうまでもありませんが、問題は設計労務単価を守らないと、知事部局の事業を受託する業者が単価を下回るというのは、重大ではないですか。どのような対策を講じますか。

【知事】

知事部局が所管する庁舎の清掃業務等は総合的建設管理業務委託として総務が一括して契約しているところです。この業務委託の設計労務単価は国交省の建築保全業務労務単価を参考に設定しております。

設計労務単価そのものは業務費の積算を用いるためのものであり、雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

むしろ、賃金が最低賃金を下回ることが問題でありますが、知事部局の業務を受託している事業者は最低賃金を遵守していると報告があり、確認をしたところです。

【秋山県議】

それでは、その他の安全衛生法違反、社会保険未加入、賃金未払、有給を取らせない、法令違反もきちんと指導していただきたいが、お尋ねします。

【知事】

委託契約の中で、労働関係を遵守すること、遵守しない場合には契約を解除出来ること等が明記されています。２６年度からまた労務単価を見直して、最低制限価格を引き上げたりしています。賃金については県職員が受託事業者を訪問して、賃金台帳等を調査して最低賃金を下回ってないかを確認しています。

一般論として受託事業者に法令違反が無いかすべての数を調査することは、なかなか不可能でございます。何か情報があった場合には速やかに事実関係を確認いたしますが、その都度それを適切に対応していくという形にならざるを得ないと思っています。

【秋山県議】

それでは、この様な労働法制を守らない企業が実際に仕事に入っていた訳ですから、入り口でこういう企業を排除出来る、そういう事は入札の際に可能ですか。

【知事】

当然、契約の相手方として不適当であると認められた者を入札から一定期間、排除することは可能であります。また、県の入札参加停止の要綱では不正または不誠実な行為を行った者に対して入札参加停止を行うことになっています。違法な長時間労働や賃金不払い等、労働関係法令の違反容疑、逮捕または起訴された場合には入札参加停止を行うことになっています。

【秋山県議】

今、逮捕、起訴それから労働法制を守らないと、これが明らかであればという前提で全部入ってきてしまっているんです。明確に逮捕起訴されていれば、これは周知の事実であるから分かりますけれども、なかなか入り口で排除できないと言うのが実情であると思います。

そこで今、全国で公契約条例を制定する自治体が広がっています。十分ご承知だと思いますが、地方自治体が発注する公共工事や清掃等の委託業務で働く労働者の生活賃金・労働条件の最低条件を設けるのが公契約条例です。労働者の賃金引上げや事業の質の向上にこれがつながっていると評価をうけているものです。

全国で、理念条例も含めれば６県を含む４３自治体、埼玉県内でも、草加市、越谷市でも制定されました。越谷市の公契約条例をみますと、「労働者の適正な労働条件の確保」が掲げられています。

私は今の実情から見て公契約条例で埼玉の公共事業、公共委託、こういうものの質をきちんと担保して労働者の権利もきちんと守れると、そういう条例を作るべきだと思いますがいかがですか。

【知事】

県が行う契約の相手方は各種法令を遵守して頂く必要があり、民間が行う契約も当然同じであります。その中で現場で働く労働者への賃金をお互いの合意の下に決められるもので、行政がこれに介入すると言うのはいかがなものかと思っております。基本は各事業者が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を遵守して最低賃金を確保することが大事だと、このように思います。

公契約条例の制定については労働関係法令の遵守徹底を、よりすることがむしろ重要だと思っています。理念条例としてそれが活用されているというようなお話もございますが、理念条例であれば正にあまり意味の無い話になってきますし、また理念条例でなければ労働基準法や労働慣例法令との関係が非常にややこしくなるという、こういう課題をもっていますので相当な研究が必要ではないかと思っております。

以上